

令和6年高島市教育委員会第1回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和6年1月29日（月）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時30分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和5年第12回定例会会議録の承認
会議録署名委員の指名
議第1号 高島市重要文化的景観拠点施設の管理運営に関する規則案
議第2号 高島市高島歴史民俗資料館の管理運営に関する規則を廃止する規則案
議第3号 高島市郷土文化保存伝習施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案
議第4号 高島市朽木生涯学習施設「ステーション・オアフ」の管理運営に関する規則を廃止する規則案
議第5号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱について）
報告第1号 高島市高島B&G海洋センターの臨時休館について
報告第2号 高島市高島B&G海洋センターの臨時休館について
- 4 出席委員
川島教育長、田邊委員、川原林委員、橋本委員、高木委員
- 5 事務局出席者
熊地教育総務部次長（教育総務課長取扱）、山本教育総務部調整担当監（図書館担当）、小川文化財課長、竹井社会教育課長、横井川市民会館長、玉木図書館長、岡部学校教育課長、川崎学校給食課長、熊谷学事施設課参事、松岡教育総務課主任、末綱同課主査
- 6 会議を傍聴した者 1人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第1回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 田邊委員、橋本委員

議題の公開／非公開 全て公開

議第1号 高島市重要文化的景観拠点施設の管理運営に関する規則案

【説明】 小川文化財課長

本案は、重要文化的景観選定地域での文化財建造物の保存と活用を目的として、昨年度より2年かけて保存整備を進めてきた大溝陣屋総門について、令和6年4月からの利用開始に向け、必要な規則を制定するものである。

第1条中の「高島市重要文化的景観拠点施設の設置及び管理に関する条例」は、昨年の高島市議会6月定例会において、すでに議決いただき、施設の位置・名称、業務内容、開館時間や指定管理者による管理等について定めているものである。

第2条、第3条については、入館の制限と入館者の遵守事項を定めている。総門は、観光客など多くの皆様にお越しいただくことを想定しており、来館者による施設の損傷等を防ぐため、入館時の制限と入館者の遵守事項を定めているものである。具体的には、所定場所以外での喫煙、飲食、火気使用の禁止等がある。

次に、第4条から第8条までは、使用に関する手続きについて規定している。施設南側の屋外イベントスペースは、イベント参加者への物販等を行うことを想定して有料で貸し出しができることと条例で定めており、その使用にあたっての申請や変更の手続き、減免基準等を定めたものである。

続いて、第9条は、万一、損壊などがあった場合の届出書について定めている。

第10条は、条例で定めている開館時間等、条例では午前10時から午後5時まで、水曜日が休館となっているが、これを指定管理者が変更する場合の手続きについて定めている。

第11条から13条までは、指定管理者がイベントスペースの利用料金について変更や還付、減免する手続きを定めている。

規則の説明は以上だが、この機会に総門工事の現在の状況について報告させていただく。

総門本体の工事は昨年7月に完了し、8月からはトイレと事務所を含む附属棟などの工事を行ってきており、完成が間近である。

また、総門内部の展示スペースに配置する、大溝地域のジオラマ作成や大溝城の映像制作については、3月中頃の納期で進行している。大溝城の再現図については、広報たかしま1月号の裏表紙でも一部、紹介している。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

議第2号 高島市高島歴史民俗資料館の管理運営に関する規則を廃止する規則案

【説明】 小川文化財課長

本案は、昭和55年度に建築した高島歴史民俗資料館について、当市の公共施設再編計画と文化財保存活用地域計画を踏まえ、資料館機能を移転し、文化財施設の集約化を進めるため、本年度末をもって廃止することに伴うものである。

さきの高島市議会12月定例会において、高島市高島歴史民俗資料館の設置等に関する条例の廃止案を議決いただいたことから、今回規則についても廃止するものである。

施行は、条例の廃止同様、令和6年4月1日からである。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

議第3号 高島市郷土文化保存伝習施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

【説明】 小川文化財課長

本案は、さきほどの高島歴史民俗資料館同様、資料館機能を移転し、文化財施設の集約化を進めるため、本年度末をもって廃止することに伴うもので、施設のうち昭和56年度に建築した朽木資料館について廃止することから、一部改正を行うものである。

規則第2条の開館時間および第3条の休館日の表のうち、それぞれ「朽木資料館」を削るものである。

施行は、条例の廃止同様、令和6年4月1日からである。

なお、マキノ資料館については、その施設の設置目的を残したまま改修工事を行うことから、今回規則改正は行わずに臨時休館としている。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

議第4号 高島市朽木生涯学習施設「ステーション・オアフ」の管理運営に関する規則を廃止する規則案

【説明】 竹井社会教育課長

本件は、昨年の高島市議会12月定例会で議決を得て、3月31日をもって高島市朽木生涯学習施設「ステーション・オアフ」を廃止することに伴い、当該施設の管理運営規則も3月31日付けで廃止するものである。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

議第5号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱について）

【説明】 熊谷学事施設課参事

本件は、高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和5年7月18日に次のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

高島市立学校結核対策委員会委員については、昨年5月22日開催の第5回定例会において委員10名の委嘱について承認いただいたが、令和5年7月18日付けで高島保健所の所長が交代されたことがわかったため、新たに就任された時田 美和子氏に委嘱したものである。

なお、任期の期間は、令和5年7月18日から令和6年5月31日までとなる。

【質疑等】 なし

【採決】 承認

一括議題

報告第1号 高島 B&G 海洋センターの臨時休館について

報告第2号 高島 B&G 海洋センターの臨時休館について

【説明】 熊地教育総務部次長

高島市高島 B&G 海洋センターの設置および管理に関する条例第12条の規定に基づき臨時休館を定めたので報告する。

臨時休館を行った施設は、いずれも温水プールである。臨時休館の期間については、まず報告第1号にあるとおり本年1月10日から14日までを決定し、さらに、報告第2号のとおりに1月16日から1月31日までを決定したところである。

休館理由については、本年1月8日に温水プールを温める設備が故障により停止し、温水の確保ができなくなったことによるものである。事象の発生後、直ちに設備メーカーによる原因調査および応急処置を実施したところ、設備の運転が回復し、当該設備の約7割程度の能力で現在運転を行っている。しかしながら、温水プールは、通常30℃で運営を行うところ、当初23℃まで低下し、これを30℃まで回復させるためには相当な時間を要することから、指定管理者であるオオヤマホールディング株式会社と協議の上、1月末日までを臨時休館にすることを決定した。

利用者および市民の皆様に対しては、市のホームページや防災無線放送をはじめ、指定管理者により個別連絡や館内におけるポスター掲示により周知を行ったところである。

なお、臨時休館を行った施設は、温水プールのみであり、その他のジムや体育館等については通常どおり運営している。

【質疑等】

○田邊委員

昇温する設備の不具合は、年末年始の休業後にわかったということか。

○熊地教育総務部次長

年末年始の間は休館していたものの、プールの温度は保たなければならないため、この設備は稼働していた。年明け後から8日までの間は動いていたようだが、8日に設備が止まったとのこと。翌日9日にメーカーの点検を受け、応急的な対処を行った。その後は、7割程度の能力で、少しずつではあるが温度を上げているという状況である。

閉会 教育長が第1回定例会の閉会を宣言